平成３０年度　４月配付版

平成３０年度
加計小ガイドブック

安芸太田町立加計小学校

安芸太田町加計 3525 番地 2

℡（0826）22-0049

http://www.gakko.akiota.jp/kakesho/

「加計小ガイドブック」を発刊するにあたって

平成28年４月１日，修道小学校・加計小学校・津浪小学校・殿賀小学校が統合され，木造の新校舎で，新たな加計小学校がスタートして２年が過ぎました。

加計小学校は，『堅忍持久　至誠実行』という校訓のもと，「自ら学び　自ら考え　行動する　児童の育成」と学校教育目標を掲げ，教育実践を積み上げてきています。

具体的には，

めざす児童像　～	チャレンジする子　　思いやりのある子　　考え学び合う子　　健やかな子
めざす学校像　～	子供が主役の学校　出会いと感動のある学校　地域と共に歩む学校
めざす教師像　～	確かな授業力を持つ教職員 豊かな人間性を持つ教職員 愛情と使命感に満ちた教職員

と設定しています。

さて，子供は，学校・家庭・地域の総合した教育力により育っていきます。「子供たちの健やかな成長」という共通の目標に向かって，三者がそれぞれの立場で努力するとともに協力することによって，その効果は最大限となります。

具体的に言えば，学校・家庭・地域が共通の「ものさし」を持って，子供たちに接し，育てていくことと言えます。子供たちは学校で先生に，そして，家庭・地域でも同じことを言われれば納得します。反対に，学校と家庭や地域が違うことを子供に求めれば，どうしたらいいのか分からなくなってしまいます。

そこで，学校としての考え示し，保護者の皆様と意識統一して子供たちを育てていくためのよりどころとして，「加計小ガイドブック」を発行しました。この「加計小ガイドブック」を学校と保護者の皆様の共通の「ものさし」とし，子供たちを指導し，保護者の皆様との連携のもとで最大限の教育効果をあげたいと考えています。

この趣旨を御理解いただき，御協力くださいますようお願いいたします。

安芸太田町立加計小学校　校長　　林　　文麿

目　次

第１章　小学校での学び

■　教育は信頼があってこそ・・・・・・・・1
■　学校で学ぶ以前に・・・・・・・・・・・1
■　小学生として・・・・・・・・・・・・・1
■　学校は楽しいところ・・・・・・・・・・2
■　規範意識の育成・・・・・・・・・・・・2
■　平成30年度学校経営構想・・・・・・・・3

第２章　学習について

■　真剣な授業・・・・・・・・・・・・・・4
■　家庭学習（自主学習）・・・・・・・・・4
■　教育研究・・・・・・・・・・・・・・・5
■　あゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
■　加計小スタイル・・・・・・・・・・・・5
■　筆箱の中　・・・・・・・・・・・・・・9

第３章　生活について

■　いじめは許さない・・・・・・・・・・１０
■　きまりを守る・・・・・・・・・・・・１０
■　生徒指導規程・・・・・・・・・・・・１０
■　服装について・・・・・・・・・・・・１３
■　登下校について・・・・・・・・・・・ １５
■　日課表・・・・・・・・・・・・・・・ １６

第４章　家庭との連携について

■　参観日の意義とお願い・・・・・・・ １７
■　家庭訪問・・・・・・・・・・・・・ １７
■　学級懇談会・・・・・・・・・・・・・ １７
■　個人懇談・・・・・・・・・・・・・・１８
■　特別支援教育・・・・・・・・・・・・１８

第５章　教育相談について

■　「体罰，ｾｸｼｭｱﾙ･ﾊﾗｽﾒﾝﾄ相談窓口」について・・ １９
■　スクールカウンセリングについて・・ １９

第６章　安全について

■　警報発令など非常・緊急時の対応・・ ２０
■　メール配信について・・・・・・・・・ ２０

第７章　保健室から

■　保健室では・・・・・・・・・・・・・ ２１
■　日本スポーツ振興センターについて・ ２１
■　感染症にかかった場合について・・・ ２１
■　アレルギーの対応について・・・・・ ２２

第8章　給食について

■　給食指導について・・・・・・・・・・ ２３
■　食物アレルギー対応について・・・・ ２３
■　給食費について・・・・・・・・・・・ ２３

第９章　事務室から

■　学校納入金・・・・・・・・・・・・・ ２４
■　修理代について・・・・・・・・・・・ ２４
■　物品販売について・・・・・・・・・・ ２４

第1章　小学校での学び

■　教育は信頼があってこそ

子供と先生，保護者と子供，先生と保護者。おもにこの三者の関係が信頼で結ばれていれば教育効果が上がります。

子供にとって最も大事なのはお家の人の温かさと，尊敬できる先生の存在です。そして，先生は「お家の人の言われることをよく聞きなさい。」お家の人からは「先生の言われることをよく聞きなさい。」と，どちらも同じことを言うことが大切です。保護者の方にこれだけはお願いしたいことがあります。それは，「決して子供の前で先生の悪口を言わない」ということです。子供と先生との信頼関係を壊すことになります。「これは」とおもわれることがあった時は学校や先生に直接相談してください。

子供の言うことも理解しながらも，それが全てではないかもしれないと思って，先生に相談してください。いろいろな相談がしやすくなるよう，先生と保護者の信頼関係を築くことが大切だと考えています。

■　学校で学ぶ以前に

学校は学習するところです。学校で力いっぱい学習したり生活したりするためには，３つの準備が不可欠です。

１つ目は，『体の準備』です。基本的な生活習慣が不十分なために，朝からあくびをしていては集中できません。「早寝・早起き・朝ごはん」で元気いっぱいで登校してほしいと思います。２つ目は，『心の準備』です。家を出る前に叱られては，元気は出ません。「今日もがんばるぞ。」と気持ちよくスタートできるよう送り出してあげてください。３つ目は，『物の準備』です。学習等に必要なものを忘れていては，やるべきことができません。宿題や提出物，道具等，前の晩に準備を整え，朝もう一度確認すれば，忘れることはありません。

体と心と物，３つの準備を整え，「さあ，しっかり勉強していらっしゃい！」と子供たちを送り出していただきたいと思います。

■　小学生として

「小学生らしさ」とか「小学生として」など具体的にはありませんが，大人にも仕事とオフがあるように，学校生活と家に帰ってからの生活との切り替えは必要です。学習に関係ないものを持ってきたり服装が乱れたりしていては，本来の「学ぶ」という目的が見失われてしまいます。学校は学ぶところなので，それにふさわしいことや大切にしなければならないことは何かということをじっくり考えさせ，しっかりと教えていきたいと思っています。

■　学校は楽しいところ

もちろん学校は楽しい場所でなくてはなりません。一番の楽しさは勉強が「わかる楽しさ」です。「わかる楽しさ」を味わうまでには，その子なりの学習への努力が必要です。例えば，理想的なバッティングフォームはわかっていても，実際にできるようになるには，練習が必要なように，「わかる」状態から「できる・身につく」状態になるまでは，繰り返して学習することが大切です。「勉強は，積み重ねが大切」と子供達に教えていきたいと思います。

私たちはプロの教師として，よりよい授業や学習指導をめざし，全職員一丸となって取り組んでいきます。

もう一つの学校の楽しさは，様々な活動を通して友だちや先生と「関わり合う楽しさ」です。友だちと一緒に学習したり，遊んだりする喜び，運動会などみんなでがんばっていく喜びなど，一人では決して味わえないものです。どの子も「関わり合う楽しさ」を味わうことができるよう，多種多様な活動を仕組んでいきます。

■　規範意識の育成

躾は，身を美しくと書きます。躾は，身を美しくさせるものです。家庭での躾が大切なように，学校でも子供たちが適切な規範意識を身につけられるよう指導します。

加計小学校では，学習や生活する上での約束（加計小スタイル）を明示し，校内で統一して指導しています。もちろん，学年や発達段階で指導のレベルは異なりますが，どの先生も同様な指導ができるよう，共通理解を進めています。

「約束を守る」

「約束を守る」ことは，「嘘をつかない」ことと同様に，どの家庭でも重要な躾としてなされています。

大人になってからだけでなく，子供の世界でも約束を守らないとだんだん信用されなくなり，友だちを失いかねません。もしかすると大人の世界より厳しい時があります。それほど，約束は友だち関係を支える大切なものなのです。

しかし，意外と大人は子供の世界の約束を軽視しがちです。

家族で出かけるとき，「〇〇ちゃんと遊ぶ約束をしているけど，どうしよう。」と，悩む子供の姿を観て，親の私たちはどう返していますか。

「断って，母さん達と一緒に行こう。」

と，簡単に言っていませんか。

子供の世界でも「約束」は大切なのです。

さて，どうするか。思案のしどころです。

■　平成30年度　学校経営構想

Ⅰ　学校経営

1　加計小学校経営全体構想

広島県小・中学校生徒指導実践指定校
平成30年度小学校外国語パワーアップ事業研究指定校
スクールカウンセラー活用事業　コミュニティースクール

日本国憲法　教育基本法
学習指導要領
広島版「学びの変革」
アクションプラン
安芸太田町教育２１・
もみじプラン

校訓
堅忍持久　至誠実行

キャッチフレーズ
自信と安心
それが意欲の源

学校教育目標
自ら学び　自ら考え　行動する児童の育成

身に付けさせたい資質・能力
○　課題発見力　　○　思考力　　○　伝え合う力
○　耐える力　　○　自己肯定感

めざす児童像	チャレンジする子　思いやりのある子　考え学び合う子　健やかな子
めざす学校像	子供が主役の学校　出会いと感動のある学校　地域と共に歩む学校
めざす教師像	確かな授業力を持つ教職員　豊かな人間性を持つ教職員　愛情と使命感に満ちた教職員

＜研究主題＞
自分の考えをもち，対話の中で考えを深める児童の育成
～すべの活用と建設的相互作用が生まれる授業設計を通して～

＜生徒指導の重点＞
あいさつ・返事・黙動

自己有用感　←→　特別支援教育　←→　自己指導能力

確かな学力
主体的，対話的で，深い学び
○基礎基本の徹底
・つけるべき力　・補充
・家庭学習
○課題発見・解決学習
○協調学習
・知識構成型ジグソー法
○日々の授業改善
①興味関心の持てる導入
②意図的な対話
③振り返り
○家庭学習（予習・復習）とのリンク・定着
○外国語教育の推進
○地域を教材化する「生活科」「総合的な学習の時間」

豊かな心
○道徳教育の充実
・「特別の教科　道徳」
・規範意識の育成
○特別活動の実践研究
・自治的活動の充実
○人権教育の推進
・ストップ　いじめ
・人権感覚の醸成
○積極的生徒指導の推進
○特別支援教育の充実
・「特４のキーワード」
・ユニバーサルデザイン
○「愛校心と誇り」の教育
・マーチングバンド
○縦割り班活動
・無言掃除　・集団登下校
○学校生活の充実感の向上
・i-check
・ＳＣの活用

健やかな体
○体育時間の改善・充実
・考える体育（改善）
・活動時間
・場の確保
○日常的な体力づくりの継続的実施
・体力テストの活用
・重点月間
○生活リズムの確立
・自律的な生活
・３点固定
起きる時刻，寝る時刻
家庭学習を始める時刻
○「食育」の推進
・食事の意味
・感謝の心
・食事のマナー
・調理場との連携

開かれた学校
○地域とつながる活動，地域行事への積極的参加
・マーチングバンド
・ボランティア清掃活動
・各教科等を通じて
○願い・想いの共有
・学校運営協議会
・ＰＴＡ活動
・家庭訪問
○積極的公開
・授業参観，自由参観日
・学校行事
・学校だより
・学級通信
・ＨＰ
○保護者への取組
・i-check「家族の支え」
○連携教育の推進
・校種間連携

家庭の力
● 基本的生活習慣の確立の場
● 愛情に満たされた安らぎの場
● しつけの場

学校の力
● 校長を中心とした組織運営
● 信頼される学校
● 教育条件整備
● 業務改善

地域の力
● 学校運営協議会
● ふるさとから学ぶ
（自然・歴史・文化・人）
● 福祉共育
● あいさつ運動

第2章　学習について

■　真剣な授業

学校の命は「授業」です。授業なしでは学校は存在しないわけですが，授業とはいったい何でしょうか。「新しい知識を与える時間」「問題ができるようにするための時間」などの答えが返ってくると思います。では，学習塾と何が違うのでしょうか。

加計小学校では，授業を通して「人間力を育成する」ことをめざしています。

つまり，日々の授業の中で，教科の学びと道徳性・人間性を培うための学びを一体的に行います。加計小学校では，身に付けさせたい資質・能力として，「課題発見力」「思考力」「 伝え合う力」「耐える力」「自己肯定感」の５つを設定しています。学びの中で身につけたこれらの資質・能力が，社会人となっても通用する「生きる力（＝人間力）」につながっていきます。

知識や技能の習得は大切ですが，そればかりではなく，授業の中で友だちと対話することを通して，課題に気づいたり，友だちの考えを取り入れながら自分の考えをまとめたりすることで，より深い学びとなります。また，目標に向かって粘り強く取り組む精神力や一緒に成長しようとする気持ちもなどの内面も育てようとしています。

授業を充実させ，基礎・基本を繰り返し学び学習したことを定着させるとともに，学習したことを活用できる力をつけさせていきたいと思います。

■　家庭学習（自主学習）

学力とは学ぶ力であり，暗記などによる知識量の多さだけではありません。もちろん知識を身に付けることは必要ですが，それに加えて大切なのは，勉強しようという意欲と主体的な学習態度です。そこで，家庭学習の中に「自主学習」を取り入れています。

家庭学習は，学年ごとの時間のめやすを設定しています。

１年生…30分　２年生…40分　３年生…50分

４年生…60分　５年生…75分　６年生…90分

宿題をすませ，終わった残りの時間が自主学習の時間となります。自主学習の内容の決め方や自主学習ノートの使い方については，学年に応じて指導します。この自主学習のよさは，内容や量が個々に違ってよいことです。また，自分ができる範囲でがんばり，それを認めてもらうことで意欲が高まります。ノートを見ていただくと，子供さんの学習状況や興味関心を知ることができるメリットもあります。ぜひ見ていただき，賞賛や励ましの言葉をかけてあげてください。この賞賛や励ましメッセージが子供さんとの新たなコミュニケーションを生み出すことにもなります。

家庭学習については，「家庭学習の手引き」を配付し，目標を決めて取り組ませますので，子供さんと一緒に確認してみてください。

■　教育研究

教師の命も「授業」です。授業で学力をつけることこそ，私たち教師の使命です。その「授業」の技術を学び，研究を重ねることなくして教師としての成長はありません。教師は授業研究し，様々な研修を通して教師としての力を磨いています。

教育は専門職といわれます。人に関わる専門職として医師もそうですが，日々学び，専門性を高めていない医師は不安であるように，私たち教師も同じだと思っています。

毎年，研究テーマを決め，どのように指導すれば子供たちが深い学びをすることができるかを，授業実践を通して研究しています。そして，広く公開していくことでさらに磨きをかけていきたいと思っています。

■　あゆみ

あゆみ（通知表）という形で，どこまで学習ができ，どのような力がついたのかをお知らせします。

昔は，相対評価といって，お子さんはクラスの中でどのくらいの位置にいるのだろうか，何番目くらいなのだろうか，といった順位を気にする評価でした。今は，絶対評価とか達成度評価といって，学習がどこまでできたかを示す評価になっています。人と比べるのではなく，自分のがんばりを確かめることを目的としています。

できたことを褒め，できなかったことには励ましを与えながら，「次はもっとがんばろう」という気持ちが湧くようにさせたいものです。

小学校は中学校と違い，定期試験はありません。学習の区切りでテストをしたり，日々の学びも評価したりして総合的に判断します。ですから，宿題などの提出物もとても大切です。あゆみ（通知表）で一喜一憂するのではなく，日々の学習を気にかけてあげてください。

■　加計小スタイル（スクールスタンダード）

スタンダードとは標準とかあたりまえという意味で使われます。なぜ，このような取組が必要なのでしょうか。

学校は学年や学級といった区分が多くあります。その区分ごとにやり方が違っていると，新しい学年や学級に変わるごとにやり方を変えなければなりません。それぞれいろいろあっていいのではないかとの考え方もあるでしょうが，子供たちは，毎年やり方が変わると，とても戸惑ってしまいます。それでは，全てが同じがよいかというと，画一化にはよい面と悪い面があるのでこれも困ります。

そこで，全職員でこれだけは統一した方がよいというものを「加計小スタイル」に整理しました。これを徹底して指導し，「当たり前」にしていきたいと思います。

次のページから，校内で共通理解している「加計小スタイル」を載せています。御参照ください。

＜資料＞

学校生活の主な流れを示した「加計小スタイル」

どの学級に行っても，同じスタイルで子供たちの１日が流れている。そんな加計小にしていきましょう。そうすることで，学年や担任が変わっても，子供たちが迷うことなく学校生活を送ることができます。変更が苦手な児童にとっても有効です。

また，「当たり前のことを当たり前にやりきる」ためには，加計小の「当たり前」を明確にしておく必要があります。それが「加計小スタイル」です。「加計小スタイル」を徹底することは，きまりを守るという「規範意識の育成」につながる大切な取組です。

（１）朝の支度（Perfect５）で気持ち良いスタートを。

※登校後，それぞれでできるように指導しておく。

①宿題を出す。

②勉強道具を机の中にしまう。

③ランドセルをロッカーにしまう。

④赤白ぼうしをランドセルの上に置く。

⑤名札をつける。

これで１日のスタートは完璧（パーフェクト！）

（２）朝の会の流れ

※机の上には何も置かない。

①朝のあいさつ

②目標の確認

（週目標や学級で取り組んでいるもの）

③歌やリコーダー・スピーチなど

【時間がある日のみ】

④健康観察

（３）授業はじまりの号令（ベル着の取組み）

※日直が１人で。日直はチャイムが鳴る前に教卓前に出ておく。

※机の上の用意（身だしなみ・シューズ）ができているのを確かめてから，全体に聞こえる大きな声で号令をかける。

①起立。（イス右横に立つ。）

※全体がよい姿勢になり，静寂になったら。

②これから〇〇の学習を始めます。お願いします。

③お願いします。

※あいさつの後，静かに互礼。

④着席。

（４）授業おわりの号令

※日直が１人で。日直は指導者の指示で教卓前に出てから，全体に聞こえる大きな声で号令をかける。

①起立。

※全体がよい姿勢になり，静寂になったら。

②今日は「　～　」について勉強しました。

（学年に応じてだが，単元ではなく学習内容について児童が簡単にまとめられるようになるとよい）

③これで〇〇の学習を終ります。ありがとうございました。

④ありがとうございました。

※あいさつの後，静かに互礼。

⑤着席。

⑥すぐに教科書等を机の中に収め，次の授業準備をしてから席を離れる。

（５）授業中の発言【話し方】

※授業中は勝手に発言しない。

※発言するときは，手を挙げ，指名されてからにする。挙手はだまって，右手をまっすぐあげる。

①指名されたら「はい」と返事をして，イスの横に起立する。

※イスはそのまま。できるだけ音をたてない。

※席の位置によっては，体の向きをかえ，より多くの人の方を向いて話ができるようにする。

②全員の聞く姿勢ができたら，発言を話し始める。

※１・２年「発表します。」→「はい。」と返事をして聞く人は体を向ける。

※３年以上は「発表します。」は言わない。（学年実態で必要な場合は担任判断で）

③わたしは，～だと思います。わけは～だからです。など最後の言葉まで言い切る。

④最後まで言い終わってから，静かに着席する。

※音を立てないように。

（７）帰りの会の流れ

※始めるまでに連絡帳の記入・荷物の準備を済ませ，机の横に鞄等を置いておく。名札も外す。（学級実態により，帰りの会の中でしてもよい。）机の上には何も置かない。

①号令

②目標の反省（朝確認したものを振り返る）

③１日の振り返り（よいところみつけなど）

④みんなで考えたいこと

⑤係からのお知らせ

⑥次の日の連絡

⑦先生の話

⑧起立（イスの右横に立つ）

⑨机・ロッカーの中の確認（何も残さない）と整頓（机・イスの位置を揃える・イスは中に入れる）

⑩帰りのあいさつ

（６）話の聞き方（正しい聞き方）

※人が話を始めることがわかったら，していることをやめ，話す人の方に体を向ける。
体の動きを止めることが大切。
音読やノートのメモなどが必要な場合は別。それ以外は，姿勢よく。

合言葉は「うめ（の）かさ」

「う」・・・うなずく

「め」・・・目をみる

「か」・・・体をむける

「さ」・・・最後まで聞く

③話し終わったら，「わかりました」や「いいです」「質問があります」など，反応する。

（８）あいさつ

※人と出会った時には，気持ちのよいあいさつを丁寧にする。

【レベル５のあいさつを！】

「立ち止まって，相手の方を見て，笑顔で，大きく，はっきりとした声で」

（９）返事

※授業中でも，生活の中でも，人の話を聞いたら，気持ちのよい返事をかえす。

「短く，強く，はっきりと」

レベル１　返事はするが小さい声，またはしないときがある。

レベル２　短く強くはっきりと返事ができる。

レベル３　短く強くはっきりといつでも返事ができる。

（10）黙動

※教室移動をするときは，黙って静かに移動する。

※黙って集合する。

（11）職員室・他の教室への入り方

※後ろのドアから。ぼうしなどはとる。かばん類も。

※ドアを開け，中に１歩入ってから。

①失礼します。といって一礼。

②（止まって）○年の（名前）です。

③○○先生に用があってきました。（または，○○を取りにきました。）など用件を言う。

※職員室・教室にいる先生：「はい。どうぞ。」「今は会議中なので後にしてください。」などきちんと返す。

④「はい，どうぞ。」と言われたら，用事のある先生のそばに行く。話しながら近づかない。

⑤用事を済ませる。

⑥終わったら「ありがとうございました。」と言って礼をする。

⑦後ろのドアまで移動する。

⑧ドアの手前で中をきちんと向いて「失礼しました。」

※先生は，「はい。」などきちんと返答する。

（12）先生（大人）への話のしかた

※目上の人への話し方は，常に意識してできるように指導する。（～です。～ます。～ください。～ですか。）

※不適切な言い方の場合は，正しい言い方を示して，言い直させる。モデルを示す。

※ため口は必ず言い直させる。

※基本的な敬語・丁寧語が使えるようにする。

※職員も，日頃から丁寧な言葉遣いで子どもたちに話しかける。

※指導者は授業中の言葉遣いを整えることを意識する。

※授業中は「～くん」「～さん」で名前を呼ぶ。児童どうしも。

※言われたことに対して「え～！！」などの発言はさせない。

（13）教室への出入り

※自分の教室も含めて，教室への出入りは，児童は**すべて後ろのドアから。**

※前のドアは先生のみ。

※他の教室への入り方は，（10）の通り。

（14）学級目標・個人目標

※学級目標はただ掲示しているだけにとどまらず，日々の振り返りの際の視点として，いつも意識させる。（シールを使い短期間活用するなど）

※目標設定の際は，しっかり学級指導をする。学年に応じて「なぜその目標にしたのか」「どのような姿を目指すのか」などを書かせるとよい。

※個人目標は，全学年同じ形式のものを利用する。教室掲示コーナーに掲示する。毎学期末に振り返りをし，カードに自己評価をさせる。（個人カードには個人の写真または絵を入れる）

【定着を図るために】

① 明確な基準を写真やキーワードなどで視覚化して示し，丁寧に指導します。

② 児童が理解しやすいように，実際に体を動かしたり試したりすることを通して定着を図ります。

③ きちんとやりきっている児童は，みんなの前で具体的にほめて自信をつけさせます。
できていないときは，根気強く丁寧に指導し，正しいやり方を身に付けさせます。

※ 児童が**「当たり前のことを当たり前にすることのよさ」**をしっかりと理解して行動化できるように指導を進めます。

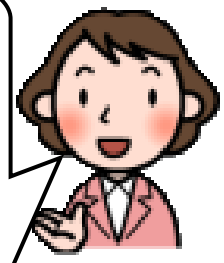

＜筆箱の中＞

低学年	・２Ｂえんぴつ　５本 ・赤えんぴつ　１本 ・名前ペン（油性黒）・けしゴム　１個 ・ものさし（透明） 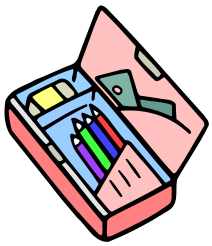
中学年	・えんぴつ（Ｂか２Ｂ）　６本 ・赤，青えんぴつ　各１本 ・名前ペン（油性黒）・けしゴム　１個 ・ものさし（透明） 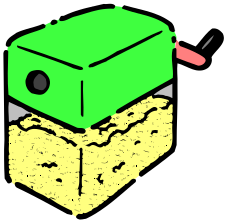
高学年	・えんぴつ（Ｂか２Ｂがよい）　６本 ・赤ペンを含むカラーペン３本 　赤・青えんぴつでもよい。 ・名前ペン（油性黒）・けしゴム　１個 ・ものさし（透明） 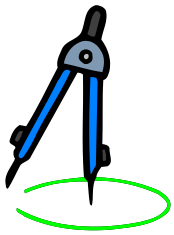

〇上記のものを学校で使います。必要のないものは持って来ないようにしましょう。

〇机の上を整とんして，学習中に机から物が落ちないようにしましょう。

〇しっかりけずられたえんぴつで，ていねいに字を書く習慣をつけましょう。

（シャープペンシルは禁止です。）

〇下じきは，必ず使いましょう。

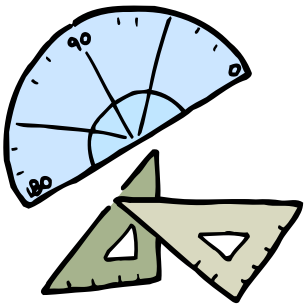

第３章　生活について

■　いじめは許さない

「いじめは許さない」という強い意志で指導します。いじめの指導で最も難しいのは発見しにくいことです。教師の見えないところで起きる陰湿ないじめほど，本人のダメージは大きくなります。

できるだけ多くのアンテナを持ち，学校・学級でのいじめをキャッチする努力をしています。年間３回「いじめアンケート」も実施します。また，いじめの兆候が見られたら，すぐに保護者の皆さんと連携をとり，即座に解決に向けて取り組みます。さらに，再発しないよう様々な支援をしていきます。

特に，いじめの兆候が見えたら，担任が生徒指導主事や教頭及び校長に報告し，学校組織全体で取り組みます。重篤な場合は，教育委員会や関係機関と連携し解決するまで指導します。いじめによって心にダメージがある場合はカウンセラーなどの専門家にお願いして心のケアをします。このような体制で「いじめは許さない」という指導を徹底します。

お子さんがいじめられている兆候が少しでも見られましたら，すぐに御連絡ください。

■　きまりを守る

「きまり」は，日常の学校生活と夏休みなどの長期休業中の「きまり」の２種類があります。学校内でのきまりは，平素からしっかり守れるように指導していきます。

長期休業中など，家庭の協力が必要な約束は御理解・御協力をお願いします。

次に，校内で共通理解している「生徒指導規程」を載せています。御確認ください。

安芸太田町立加計小学校　生徒指導規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規定は，本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第２章　学校生活に関すること

（登下校等）

第２条　全学期を通じて，登下校の時間を守る。

（１）登校　徒歩通学の人は，７時５０分から８時００分までに学校に着くようにする。

２　スクールバス利用者は，決められた時間に，決められた場所にて乗降する。その他の方法で登校する場合は，保護者の責任においてなされることとする。

（２）下校　４月～10 月末は 16 時 10 分，11 月～３月末は 16 時に一斉下校する。

（ただし水曜日は 15 時 10 分とする。）

２　登下校は，決められた通学路を通り，登下校の約束を守る。

３　欠席・遅刻，早退する場合は，事前に保護者が学校と通学班の人に連絡する。

（服装）

第３条　校内，学校行事及び校外での学習活動（社会見学など）の際は，基本的に基準服を着用する。

２　基準服は，別に定める基準服の規定に則る。

３　登下校時は，ランドセルを使用し，赤白帽子とたすきを着用する。

（髪型）

第４条　学習の妨げにならない髪型とし，華美にならないものにする。

２　染色・脱色・そり込み・後ろ髪を長くする・ツーブロック・極端な刈り上げ・左右アンバランスな長さ・斜めの前髪など小学生にふさわしくない髪型をしない。

３　髪が目にかからないようにする。礼をした後，髪が顔に残る場合，前髪・横髪はとめたり，後髪はまとめたりする。

４　ピンやゴムは，黒色・茶色・紺色で飾りのないもののみ使用してよい。

５　小学生としてふさわしくない髪型や飾りをしている場合は，児童本人に指導後，保護者連携をし，指導を行う。

（化粧・装飾）

第５条　次のことを禁止する。

（１）　ピアス，ネックレス，ブレスレット，ミサンガなどの装身具。

（２）　口紅，マニキュアなどの装飾。

（３）　まゆ毛を細くする。

２　違反があった場合は，児童本人に指導後，保護者連絡をし，指導を行う。

（持ち物）

第６条　不要な物（金銭・携帯電話・ゲーム機・カード類・漫画など）の学校への持ち込みは禁止する。

２　ランドセルにつけるものは，防犯ブザーと熊除けの鈴，自分の目印になるキーホルダー（１個）とする。

３　筆箱装着のキーホルダーは禁止する。

４　学習時には，鉛筆を使う。（シャープペンシルは禁止する。）カラーペンは，赤ペンを入れて３色までとする。

５　定規は三角定規（2 種類），分度器，物差しで，透明で色なしのものとする。

６　違反があった場合は，児童本人に指導後，保護者連絡をし，指導を行う。

（校内での過ごし方）

第７条　だれもが気持ちよく安全に生活するために，以下のことを基本とする。

（１）　校舎内では，静かにし，廊下や階段は右側を歩く。ボールは，校舎内では投げたりついたりしない。

（２）　学習中の教室の出入りは，必ず先生の許可を得ること。教室以外の学習も同様である。

（３）　雨天の時は，教室やワークスペースなどで静かに過ごす。また，体育館使用割り当て表に従って，体育館を使用することとする。

（４）　体育館は，以下のきまりを守る。

①　朝は体育館を使用しない。

②　ボールを蹴らない。

③　ステージの上では遊ばない。
④　指定された体育倉庫以外には，出入りしない。
⑤　トイレの使用は，先生の指示がある時のみとする。
⑥　体育の時間は，先生の指示に従う。
（５）　給食時は，エプロン・帽子・マスクを着用して当番活動を行う。
（６）　掃除は，無言で，決められた手順に沿って，時間いっぱいすみずみまでていねいに行う。
（７）　下校後，忘れ物などがあり校舎内に入る時は，先生の許可をもらう。

第３章　校外での生活に関すること

（規則正しい生活）

第８条　規則正しい生活を送る。
1　３点固定を意識した規則正しい生活を送る。
2　家庭学習は，時間の固定化を図り，継続して自主的に取り組む。
3　携帯・スマートフォン・電子ゲーム・ＰＣ等は，夜９時以降使用しない。

（外出）

第９条　外出の際は，行き先・目的・帰宅時刻（午後５時まで）を必ず家の人に伝える。
2　友だちの家で遊ぶ時は，礼儀正しくし，その家のきまりを守る。また，自分の家の人に，友だちの家に行ったことを伝える。
3　原則として，保護者のいない家には遊びに行かない。
4　友だちの家に泊まる約束を児童だけで勝手にしない。
5　学校管理下以外の外出については，保護者の責任においてなされるものとする。保護者同伴で出かけることを原則とする。
6　ショッピングモール・ゲームセンター・ゲームコーナー・映画館・飲食店などの出入りは，保護者同伴とする。
7　お遣いは，保護者の責任においてなされることとする。
8　ものの貸し借りはしない。（お金・ゲーム・ＣＤなど）
9　児童同士で，おごり合いや買い食いはしない。
10　危険な場所（空き家・工事現場など）には行かない。川や山での遊びや花火などするときは，保護者の責任においてなされることとする。

（安全）

第 10 条　交通のきまりを守る。
2　自転車に乗る時は，必ずヘルメットをかぶる。
3　交通量が多い道や急な坂道，せまい道など危険な道路では自転車に乗らない。
4　自転車に乗って，スピードの出しすぎや飛び出しをしない。
5　低学年は，車道で自転車に乗らない。
6　自転車は，保護者の許可をもらって乗る。

（防犯）

第 11 条　防犯に努める。
2　知らない人からものをもらったり，知らない人について行ったりしない。
3　知らない人に声をかけられたら，すぐに大人に知らせる。

４　知らない人に，友だちの名前や電話番号などを教えない。

第４章　特別な指導に関すること

（問題行動への特別な指導）

第 11 条　次の問題行動を起こした児童に対して，教育上必要と認められる場合は，特別な指導を行う。

（１）　法令・法規に違反する行為

①　万引き・窃盗

②　威圧・強要行為

③　建造物・器物損壊

④　飲酒・喫煙

⑤　その他，法令・法規に違反する行為

（２）　本校のきまりなどに従わない行為

①　いじめ，暴力

②　指導に従わないなどの指導無視及び暴言など

③　その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

（特別な指導）

第 12 条　特別な指導では，説諭・反省文を書かせる等，発達段階に応じた反省指導を行う。

２　特別な指導は，必ず複数の教員で行う。必要に応じて管理職も指導に入る。

３　特別な指導の際には，指導にあたった教員が時系列で記録をとる。

４　特別な指導は，別室にて行い，その後，担任・生徒指導主事等が保護者連絡を行う。

５　特別な指導をした場合は，その後の児童の様子を十分観察し，指導にあたる。

（反省指導）

第 13 条　特別な指導のうち，反省指導は次のとおりとする。

（１）　本人への説諭及び保護者への連絡または面談。

（２）　学校反省指導（別室反省指導・授業反省指導，奉仕活動等）

（反省指導の実施）

第 14 条　反省指導は，次の通りとする。

（１）　登校させて別室で行う反省指導

（２）　通常の学校生活（授業等）で行う授業反省指導

（３）　奉仕活動による反省指導

（学校反省指導の期間）

第 15 条 別室反省指導の期間は，概ね１日から５日とし，授業反省の期間は５日から１０日とする。ただし，問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

附則

この規程は，平成 26 年４月１日から施行する。

平成 26 年 12 月　一部改訂
平成 28 年　４月　一部改訂
平成 29 年　４月　一部改訂
平成 29 年　５月　一部改訂
平成 30 年　４月　一部改訂

【加計小学校基準服の規定】

基準服	○上衣…イートンW（紺） ・学校が定める名札をつける。校内では左胸につけ，下校時に学校に置いて帰る。 ・夏季（６月～９月）は，白シャツ（ポロシャツ，カッターシャツ，ブラウス） ○下衣…男子　ズボン（紺）またはスラックス(紺) 女子　スカート（紺） 冬季は，スラックス（紺）でもよい。 （スカートの下に体操服の短パンやアンダーパンツなどをはく場合は,スカートの裾から見えないようにする。）
防寒着	○衣替えは，６月１日，１０月１日を基準とし，前後２週間は移行期間とする。 ○寒いときは，基準服の下にベストやセーター（白・黒・紺。ワンポイントはよい）を着てもよい。 ○登下校時や外遊びの際，ジャンバー，手袋を着用してよい。（教室内では，必ず外すこと。） （登下校時は，マフラー，耳あて，ネックウォーマーもよい。）
帽子	○赤白帽子（登下校時）
体操服	○原則として学校が定めるものを着用する。（平成２７年度以前の入学者については，当時の学校指定のものを着用してよい。） ○体育においては赤白帽子。
水着	○紺又は黒のスクール水着。（伸縮性のあるタイプ） ・丈長タイプ，肩や袖がついているものも良い。 ・女子は，セパレート型でもよい。 （男子のサーフパンツタイプの水着や,女子のフリルやスカートのようなものがついたチュニックタイプの水着は禁止）
靴	○通学（体操）用 ・白を基調としたもの（中学校に準ずる）で，運動ができる靴。（すべりやすい底の靴は走りにくいので履かない。ハイカットの靴は禁止） ○屋内（体育館使用時も）用 ・学校指定のもの。 ・記名は，上から見て分かるところへ書く。
靴下	○白・黒・紺の無地のもの（ワンポイントはよい。くるぶしが全てかくれないような丈の短いソックスは不可。） ・冬季は，タイツ（無地の黒，または紺）でもよい。（体育の時は，脱ぐ。）
その他	○下着について ・シャツは，白を基調としたものとし，色物や柄物は禁止する。

■　登下校について

○　学校への登校は，スクールバス通学または徒歩通学です。
○　スクールバス通学の場合は，決められた場所・時刻で乗車します。
○　徒歩通学の場合は，通学班ごとに決められた時刻に，集合場所に集まり，登校班で集団登校をします。
○　４月から10月末日までの月・火・木・金曜日は16時10分，11月から３月末日までの月・火・木・金曜日は16時，通年，水曜日は15時10分に一斉に下校をします。
○　放課後子ども教室に通う子供は，一斉下校に集合した後で多目的室に移動します。
※登校班の編成は，通学路や人数を考慮して，原則的には学校で決めます。改善が必要な場合は，ＰＴＡ地区委員会の方にも相談します。
※多くの地域の皆さまに見守られての登校に感謝しています。

スクールバス通学		
修道・安野便	芦杉・早木・澄合・黒峠・来見・船場・津都見・程原・宇佐・下久日市 横山・野影・香郷・千本・名護木・昌原・上原・槙ケ原・周川・上田野原・下田野原・五反田・出口・本郷・坂根	
坪野・津浪便	久日市・下坪野・上坪野・吉ケ瀬・光石・向光石・附地・中ノ原・田ノ尻・砂ケ瀬 イロハ・ニホヘ・トチリ・ヌルヲ・ワカヨ・タ・レ・ソ・ツ・塚原	
殿賀便	西調子・明ケ谷・穂坪・高下・辺森・小山・上堀・下堀・江河内・垰	
猪山便	猪山・平見谷・温井	
バス通学		
三段峡交通・あなたく	月の子・草尾・上杉・下杉・穴袋	
徒歩通学		（通学班名）
三　郷	巴町・天神町・道の口	巴町・天神町・道の口
香　南	香草・辻の河原・遅越	香草・辻の河原・遅越
滝本１	滝本　上	滝本
滝本２	滝本　下	
土　居	土居上・土居下	土居・上調子
至　誠 尚　志 中央１	川登東・川登西・勝草・安中 穴阿・田ノ原 丁川・神田町・新町・西旭町	丁川・西旭町・川登
中央２	古市・空条・本町・東旭町	本町・空条・旭町
川　北 川　西 浄　善	上調子・山崎 見入ヶ崎・上原・鮎ヶ平 鵜渡瀬・木坂	木坂・山崎
自家用車等通学	校区外地域	

※徒歩通学の地区割りは，人数によって変更する場合があります。

■　日課表

日課表はこのようになっています。行事等により日課変更がある場合は学校通知や学年だよりでお知らせします。

日課表

曜日	月	火	水	木	金
		職員朝会			
朝読書	第1週　全校朝会 読書朝会	朝読書	朝読書 マーチング	朝読書 音楽朝会 保健朝会 読み聞かせ朝会 委員会朝会 学年朝会	朝掃除（10分）
朝の会	学級朝会	学級朝会	学級朝会 学級朝会	学級朝会 学級朝会	学級朝会
1校時					
移動					
2校時					
休憩・移動					
3校時					
移動					
4校時					
給食準備					
給食					
休憩・移動					
掃除					
移動	移動	移動	5校時	移動	5校時
帯タイム	帯タイム	帯タイム		マーチング・帯タイム	
5校時	5校時 第1・3週　5年英語 第2・4週　6年英語	5校時	移動	5校時	移動
移動	移動	移動	6校時	移動	6校時
6校時	帰りの会 6校時 第1週　委員会 第3週　クラブ 第4週　代表委 6校時 第2週　裁量	6校時	帰りの会 一斉下校完了15：10	6校時	帰りの会
帰りの会	帰りの会	帰りの会		帰りの会	マーチングバンド
放課後 学力補充	放課後 （学力補充）	放課後 （学力補充）		放課後 （学力補充）	放課後 （学力補充）

8:20　8:30　8:40　9:25　9:30　10:15　10:30　11:15　11:20　12:05　12:20　12:40　13:15　13:30　13:35　13:50　14:05　14:10　14:35　14:40　14:50　14:55　15:00　15:25　15:40　16:10

13:15　14:00　14:05　14:50　15:00　15:45　16:10

※４月１日～10月31日は，一斉下校　16:10
　11月１日～３月31日は，一斉下校　16:00

第４章　家庭との連携について

■　参観日の意義とお願い

毎回，多くの保護者の皆様が子供たちの学習の様子を参観くださり，ありがとうございます。やはり，この日は特別で，子供たちの目の輝きが違います。がんばる姿を見てもらおうと手を挙げる勢いさえ違います。やはり，どの子もお家の人に見てもらい，ほめてもらいたい。そんな素直な気持ちは昔からずっと同じです。お家の人の愛情に支えられているからこそ，学校という場で思い切って自分を表現できるのだと思います。

このように参観日には子供の成長にとって，思っている以上に大きな意義があります。ぜひ時間を作って子供のがんばりを見いただき，ほめてあげてください。

【参観日のお願い】

1　できるだけ教室内に入ってお子さんを見てください。兄弟姉妹があって，ずっとその教室だけとはいかないと思います。できれば，子供に自分の存在がわかるまでは見てあげてください。

2　廊下での私語や携帯電話は御遠慮ください。教室から廊下の声は意外とよく聞こえます。

3　参観の後に懇談会や講演会がある時は是非参加してください。

4　授業の妨げになりますので，ＶＴＲや写真の撮影は御遠慮ください。

■　家庭訪問

家庭訪問は，一人一人の子供を理解する上で意義深いと考えています。子供たちの学校での学習・生活について，また配慮を要することや家庭教育についてなど，家庭と学校とが同じ思いで子供たちの成長に関わっていくために行います。忙しい折に時間をとっていただくことになりますが，よろしくお願いします。

■　学級懇談会

学級懇談会は４月・７月・12月・３月の４回行います。４月は学校の教育方針や学級をどのように指導していくのかを担任から話をさせていただきます。また，学年に応じた話題を通して保護者同士がつながることも大切なことだと考えています。

７月・12月は，１・２学期の振り返りや夏休み・冬休みの過ごし方等について，３月は１年間の振り返りと次の学年に向けての懇談をさせていただきます。

有意義な内容になるよう努力してまいりますので，保護者の皆様の参加をお願いします。

■　個人懇談

７月・12月に，１学期・２学期の学習や生活の様子について，通知票（あゆみ）をもとに，全保護者と個人懇談をします。

また，友だち関係など気になることがある場合などもこの機会を利用して，担任と懇談していただければよいと思います。

※ 個人懇談に限らず，学校や担任等に相談やお聞きになりたいことがありましたら，いつでも御連絡や御相談ください。

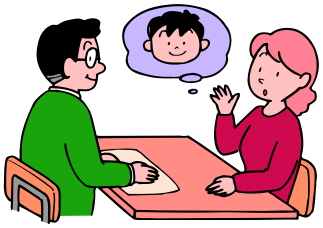

■　特別支援教育

本校には，特別支援学級として，ハンディキャップを持つ子供たちを指導するひまわり学級とたんぽぽ学級があります。ハンディキャップの大小はどの子にもあります。障害のある，なしだけではなく，特別な支援が必要かどうかを考慮して学級が設置されています。

子供たちの実態にぴったり合った指導内容や方法で学習を進め，自分の力が発揮できるように学習を進めています。

本校においても，「みんなが仲間である」という共生社会の実現につながる実践が大切だと思っています。

また，特別支援学級だけでなく，通常の学級においても，ユニバーサルデザインの授業づくりに力を入れて，指導にあたっています。それを「特４のキーワード」（特別支援教育４つのキーワード）という合言葉にまとめ，全職員で確認して取り組んでいます。

特４のキーワード（特別支援教育４つのキーワード）	
見通しを持たせる	授業の流れの提示，タイマーの活用 etc
あいまいな指示からの脱却	短文でセンテンス短く，一文一動詞，具体的・肯定的に，抑揚をつけて etc
視覚的な支援	図や表によって示す，授業の流れがわかる板書，具体物の活用 etc
環境づくり	刺激の少ない教室環境，掲示場所の統一 etc 学習のルールづくり，姿勢指導 etc

第５章　教育相談について

■　「体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口」について

小・中・高等学校においては，全国的に不登校やいじめの問題のみならず，教師による体罰やセクハラなど深刻な問題も後を絶たない状況です。また，児童虐待や携帯電話を介したネット犯罪の急増など社会全体の環境の変化が児童・生徒に大きな影響を与えており，教育相談体制の充実が以前にも増して重要となっています。

本校でも，日頃から子供の内面の理解に努め，子供が発する兆候を見逃さず，子供からの相談や悩みなどの訴えがあった場合には，「ふれあい相談窓口」を設け，必要に応じてチーム対応を行うなど，子供の立場に立った的確な対応を進めています。

相談日は毎月第３火曜日としていますが，いつでも御相談ください。

ふれあい相談窓口　　教頭，養護教諭，職員代表　等

■　スクールカウンセリングについて

本校では，子供や保護者の悩みや要望などを積極的に受け止めることができるようにスクールカウンセラーによる相談活動を行っています。

相談内容は，子供に関することでしたら，どんなことでも構いません。子供のことで気にかかっていることがある方，悩みを抱えておられる方や，誰かに話をきいてもらいたいと思われる方は，スクールカウンセラーを気軽に御利用ください。

○　相談場所は・・・・加計小学校相談室

○　相談内容は・・・・子供に関する事なら，何でも構いません。秘密は厳守します。

○　主として火曜日の予定です。

（期日については，お問い合わせください。）

○　相談の申し込みは，養護教諭まで，お電話ください。

第６章　安全について

■ 警報発令など非常・緊急時の対応

１　登 校 時

【大雪以外】

午前６時の時点で，大雨警報，洪水警報，暴風警報，暴風雪警報（特別警報を含む）のいずれか一つが発令されているときは，臨時休校とします。

★地区別連絡網での連絡はしません。ただし，「すぐメール」は配信します。

【大雪の場合】

午前６時の時点で「大雪警報」が発令された場合，午前７時までに，積雪状況や交通機関等の状況によって，開校するか臨時休校とするかの判断をし，地区別連絡網・「すぐメール」で連絡します。

※　台風など，あらかじめ大きな被害が予測される場合などは，違った対応をする場合があります。その時は，通知でお知らせします。

２　下 校 時

在校時に警報等が発令された場合等には，状況を総合的に判断して，次のいずれかの対応とします。

① 安全を確かめた上で，子供のみで下校させます。

② 安全を確かめた上で，教職員が指導引率して下校させます。

③ 子供を学校に留め置き，保護者の迎えを依頼します。その場合はメール配信や地区別連絡網で連絡します。

④ 路線の安全を確かめた上で，スクールバスにて下校させます。（バス通学の子供）通行止めが発生している場合は，保護者に連絡して対応を協議します。

■ メール配信について（すぐメール　※安芸太田町運営）

緊急時の連絡に重要な役割を担っているのがメール配信システムです。

合わせて電話の連絡網による連絡も行いますが，御不在等でなかなかスムーズに連絡が届かない場合があります。メールですと後から内容を確認することもできます。現時点では，加入率が十分とは言えない状況です。全家庭に御加入いただけるよう，皆様の登録をお願いします。

ちなみに，学校が皆様のメールアドレスを知ることはできないシステムとなっています。

詳しくは，すぐメールの案内を御覧ください。

第７章　保健室から

■　保健室では

子供達は体調不良などで保健室に来ます。問診をし，検温や生活の様子を聞くなどして対応しています。基本的には発熱などで学習できない状況がある場合は保護者に連絡し，迎えに来ていただいています。

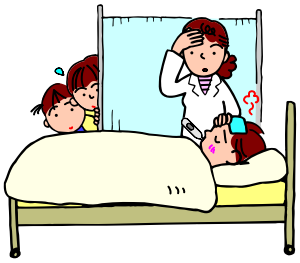

また，学校では応急処置は行いますが，原則として薬を服用させることや継続的な手当てはできませんので御理解ください。

けがなどで病院に連れて行かなければならない場合は，必ず保護者に連絡します。「家庭連絡カード」へ，必ず連絡がとれる連絡先の記入をお願いします。また，連絡がつかない場合や急を要する場合には，学校の判断で受診させていただきます。その際には保護者の「同意書」が必要です。趣旨を御理解の上，「緊急時連絡先」と併せて記入をよろしくお願いします。

■　日本スポーツ振興センターについて

学校の管理下（授業中・正規の通学路での登下校中・野外活動や修学旅行等）で災害にあった場合，治療費や，見舞金の給付を受けることが出来る制度です。

〇掛け金は全額公費負担です。（入学時に加入申し込みのための同意書を配布します）

〇給付の手続きは学校で行いますので，病院に受診されましたら必ず連絡を下さい。

〇月締めの１カ月遅れの手続きになり，申請してから給付までにかなりの日数がかかるため，治療費支払は一時，立て替えていただくことになります。

〇給付が決定すると，保護者の指定された口座に振り込まれます。

※但し，該当となるのは保険診療分で診療点数５００点以上の場合です。

〇けがにより，日常生活に支障をきたすような症状が残った場合や不幸にして死亡されたとき見舞金が支給されます。（＊交通事故など，事故の相手方に賠償責任がある場合は，原則としては適用されません。）

■　感染症にかかった場合について

感染症にかかった場合は，本人の体のこと，周りへの感染を考慮して出席停止となります。

学校保健安全法により，出席停止期間が決まっています。登校の際には，医師の指示に従って下さい。

感染症とは，次のような疾病及び医師が認めたものです。 インフルエンザ　百日咳　麻疹（はしか）　風疹　水痘（水ぼうそう）　流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等　〈上記の感染症は抜粋であり，全てを載せておりません。〉

■　アレルギーの対応について

本校では，アレルギー疾患のある児童が安心して安全な学校生活を送ることができるよう『学校生活管理指導表』を活用し，学校での配慮や支援を行います。

配慮が必要なお子さんについては，『学校生活管理指導表』の提出をお願いします。『学校生活管理指導表』は，成長に伴って状態が変化するため，毎年提出していただきますようお願いしています。

学校生活管理指導表に示されているアレルギー 「気管支ぜん息」「アトピー性皮膚炎」「アレルギー性結膜炎」「アレルギー性鼻炎」 「食物アレルギー」（アナフィラキシー）

第８章　給食について

■　給食指導について

学校給食は，成長期にある児童の心身の健全な発達のため，栄養バランスを考えた，豊かな食事を提供することを目指しています。給食を残さず食べることで子供の発達に必要な栄養が摂れ，健康な体になります。

また，給食指導は食に関する知識や，感謝の気持ち，マナー等を学ぶよい機会であるととらえています。

御家庭においても「早寝，早起き，朝ごはん」と言われるように，食を大切にして，元気に毎日が過ごせるように基本的な生活習慣を整えてください。

■　食物アレルギー対応について

本校では，保護者の申し出により，加計共同調理場と連携して，除去食等の対応をしています。その際には，加計共同調理場に書類（医師による指示書）の提出が必要です。また，安全に給食を提供するために，保護者に詳しいお話を聞かせていただきます。

■　給食費について

給食費の納入（４月～３月）方法については，別紙通知書を御確認の上，金融機関において手続きを行って下さい。

第９章　事務室から

■　学校納入金

学校教育活動に必要な経費（個人負担経費）を全学年５月から２月に分けて，現金での集金（児童持参）としています。

毎年，４月に年間の集金額をお知らせしていますので，準備をお願いいたします。

未納が続く場合は督促状を出さざるを得ません。できるだけそのようなことが起こらないように御協力をよろしくお願いします。

また，就学援助制度認定世帯の方は，学用品費や給食費が支給されます。制度申請については，御遠慮なく学校へ問い合わせてください。

ＰＴＡ会費は，５月と９月と１月に集金します。

■　修理代について

授業中などで，通常の用途・用法で使用・活動中に，学校の物品が壊れた場合は，原則として，修理代等を保護者からいただくことはありません。

しかし，以下のような場合は，修理代等を，全額，保護者負担としています。

例えば，廊下でふざけ合って遊んでいたり，教室内でボールを投げ合っていたり，ほうきを振り回していたりして，ガラスが割れた場合などです。そういう場合は，事実関係を明確にして，行為を反省させ，子供が抱えている問題をできるだけ解決することに重点を置いた上で，復旧にかかった費用を負担していただきます。

保護者の方には，事前に連絡させていただきます。

■　物品販売について

本校では，学校でのネームやノート等の物品販売を行っていません。御了承ください。

ただし，体育館シューズの購入については，学校に連絡を頂ければ振込用紙を御家庭へお届けします。必要事項を御記入の上直接業者へお振込みください。入金が確認され次第，業者より学校へ体育館シューズが届きますので，お子様を通じてお届けします。（直接業者へ行き，購入されても結構です。）